

議案説明書

総合政策部 市民税課

提出議会：令和8年第1回定例会

1 案件名

議案第31号 佐野市国民健康保険税条例の改正について

2 概要

基礎課税額分及び後期高齢者支援金等課税額分の課税限度額の引き上げを行う。

3 理由及び趣旨、目的、内容等

基礎課税額分及び後期高齢者支援金等課税額分の課税限度額の見直し（第2条第2項、第3項及び第21条第1項各号列記以外の部分）

地方税法施行令の改正及び栃木県国民健康保険運営方針に基づき、基礎課税額分の課税限度額を66万円（現行65万円）に、後期高齢者支援金等課税額分の課税限度額を26万円（現行24万円）に引き上げる。

4 その他の事項

施行日 令和8年4月1日